

酒田市地域包括支援センターの人員配置基準

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成 26 年 12 月 18 日条例第 30 号)

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の前項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人